

## 令和2年度及び令和3年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会全体会の書面開催の結果について

令和3年4月22日に開催を予定していた全体会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止し、書面開催となりました。

このため、各委員に配布した別添の令和2年度事業報告(案)及び令和3年度事業計画(案)に対する承認の可否やご意見について回答いただいたところです。

その結果は次のとおりでしたので、お知らせします。

### 令和2年度及び令和3年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会全体会書面開催結果

全体会 延委員数 50人 回答数 49人

### 令和2年度事業報告(案)及び令和3年度事業計画(案)について

令和2年度事業報告(案) 承認する 47人 承認しない 0人

令和3年度事業計画(案) 承認する 49人 承認しない 0人

以上により、事業報告、事業計画は承認されました。

### 意見等について

#### 1 令和2年度報告書(案)について(意見)

21ページ 5 次年度の取り組み(2) 転職者向けセミナーの検討

セミナー対象者は、一般の方を想定されて言うとは読み取れますが、別設定かまたは同時開催で障がいをお持ちで就労を考えている人も一部参加させてもらえたからありがたいです。

→一般の方に限定しているわけではありません。転職者セミナーの詳細は、部会で検討することになりますが、開催の際は、障がいのある方で就労を考えている方の参加についても、参加いただけるようにしたいと思います。(事務局)

#### 2 “地域生活支援拠点”について(質問)

障がい当事者が家族の緊急時や「親亡き後」も、支援を受けながら地域で生活を続けていけることを強く望んでいる私たち家族にとって、地域生活支援拠点の整備は、大きな期待と関心を抱いている課題です。

乙訓圏域障がい者自立支援協議会では、令和元年度、“地域生活支援拠点部会”で「乙訓圏域の地域生活支援拠点を整備するにあたっての提案」をまとめられました。

5つの課題ごとに具体的な方策を「開設時」と「将来」の2つに分け、「開設時」については令和2年度作成の障がい福祉計画に、「将来」については向日が丘支援学校に隣接して建設が整備される福祉施設の機能にできる限り取り入れられることを期待するという内容になっています。

また、“地域生活支援拠点部会”は一応の役割を果たしていったん終了となるが、「拠点整備が具体化していく段階では、部会として対応する必要がある」という記述もされていました。

今年度以降の自立支援協議会での協議事項に関わることなので、次の2点について、2市1町におたずねします。

- 1) 令和3年度から始まる2市1町の障がい福祉計画には、地域生活支援拠点の整備についての“地域生活支援拠点部会”的提案が、どの程度反映されましたでしょうか。
- 2) 長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画のスケジュールによると、令和3年度は事業者選定へ進んでいくことになっています。私たち家族としては、地域生活支援拠点の機能を担える施設ができる想像していますが、具体的にはどのような施設を予定されているのでしょうか。

→地域生活支援拠点の整備については、福祉計画においてその設置を推進していくこととしています。

整備手法や必要な機能については、地域の実情に応じて判断されるものとされており、乙訓では圏域での整備とすることで2市1町で合意し、それぞれの障がい福祉計画に明記しているところです。

拠点に必要な機能については、協議会からの提案を参考にさせていただき、協議会をはじめとして、関係機関、事業所等と、具体化に向けて、必要な協議を進めて行くこととしています。（向日市、長岡京市、大山崎町）

→長岡京市共生型福祉施設においては、乙訓圏域の地域生活支援拠点を面的に整備するうえで、圏域に不足する機能を充足できればと考えております。具体的な施設（サービス種別や規模）については、事業所からの意見も聞きながら、今年度1年間をかけて精査していく予定です。（長岡京市）

### 3 「医療的ケア」という言葉が示す意味の再確認について（提案）

乙訓圏域障がい者自立支援協議会では、平成19年の発足当初より、家族会からの要望に呼応して“地域生活支援部会”において、「医療的ケア」が必要な人の地域生活支援について考えるというテーマを取り組んでいただきました。その後、平成23年度からは常設の「医療的ケア」委員会となり、今に至っています。

「医療的ケア」という言葉は、痰の吸引が必要であったり、お口からの食事で咽（むせ）があったりする子どもたちが安心安全に教育を受けられるようにと、熱心な取り組みを展開されていた30年余り前に、大阪の養護学校の校長先生が作り出した言葉でした。以降、在宅生活の支援現場等において、“経管栄養・吸引などの日常生活に

必要な医療的な生活援助行為を、治療行為としての医療行為とは区別して「医療的ケア」と呼ぶ”ことが関係者の間で定着していきました。

私たちの自立支援協議会で共通理解を進めた時にも、「医療的ケア」は、「日常生活の援助行為」と「医療行為」の重なる「医療的生活援助行為」としての位置づけという概念整理が紹介されて、そのように理解を図ったと思います。

平成24年度の制度改正からは、乙訓では自立支援協議会の関係者の協力のもとに、乙訓福祉会が喀痰吸引等研修を毎年実施してくださることになりました。介護職員等が研修を受けることによって、喀痰吸引等の特定の行為が実施できる支援者を増やすことができて、私たち家族も大変喜んでいます。

この時の制度改正においては、「医療的ケア」という言葉は使われてはいなかったと思いますが、制度として確立していく一方で、「医療的ケア」という言葉のとらえ方があいまいになっていく一面もあったように感じていました。

それからさらに年月が進み、近年は高度医療の進歩によって、「医療的ケア児」と呼ばれる子どもたちの存在がクローズアップされ、その支援のための制度整備も進んできました。

こうした中で、厚生労働省が今年3月に発出した事務連絡「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の取扱い等について」では、医療的ケアの判定スコアの説明で、「医療的ケア（診療の補助行為）」とされています。ここだけを見ると、あたかも診療の補助行為が「医療的ケア」であるように見えてしまうということが起っています。

このように、長い年月を経過する中で、「医療的ケア」が示す意味のとらえ方が、人や立場よってまちまちになってきているのではないかと思われます。今、ここでもう一度、元々の意味や、その後に広がりが出てきている経過も含めて、乙訓圏域の関係者の間で、「医療的ケア」という言葉について共通理解を図り直していただく必要があるのではないかと思います。その必要性と方法について、年度当初に運営委員会あるいは「医療的ケア」委員会において検討して取り組んで下さるよう、提案いたします。

→「医療的ケア」の言葉の捉え方についてですが、委員がおっしゃるとおり、協議会の中では「医療的生活援助行為」として認識しているところです。

しかしながら、具体的な支援の場では、ともすれば「医療」が全面に出過ぎている場面もあり、その結果、「生活援助」に対する認識が関係者に十分浸透しているとはいえない現状であることも承知しています。

「医療的ケア」委員会の活動報告の「5 来年度の課題と方針」の中で、医療的ケア児・者の生活を支えるために何が求められるのかを原点に戻って協議することとしており、この中で「医療的ケア」や「医療的生活援助行為」の意味するものについて、「医療的ケア」委員会として、今一度考えることとし、また、支援者に、より一層理解を深めていただくための方策についても考えていきたいと思います。